

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について(平成30年4月20日付け)

新旧対照表

別添

新	旧
国自総第 510号	国自総第 510号
国自貨第 118号	国自貨第 118号
国自整第 211号	国自整第 211号
平成15年 3月 10日 (略)	平成15年 3月 10日 (略)
<u>一部改正</u> 国自安第 268号	<u>最終改正</u> 国自安第 268号
国自貨第 187号	国自貨第 187号
国自整第 364号	国自整第 364号
平成 30年 3月 30日	平成 30年 3月 30日
<u>最終改正</u> 国自安第 11号	
国自貨第 8号	
国自整第 25号	
平成 30年 4月 20日	
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿	関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿	沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長	自 動 車 局 安 全 政 策 課 長
自 動 車 局 貨 物 課 長	自 動 車 局 貨 物 課 長
自 動 車 局 整 備 課 長	自 動 車 局 整 備 課 長
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
第3条 過労運転の防止	第3条 過労運転の防止
1. ~4. (略)	1. ~4. (略)
5. 第6項関係	5. 第6項関係
(1) (略)	(1) (略)
(2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、 <u>異常な感情の高ぶり</u> 等をいう。	(2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、 <u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足</u> 等をいう。
6. • 7. (略)	6. • 7. (略)
第7条 点呼等	第7条 点呼等
1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照)	1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照)
(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終	(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終

了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

<p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 疾病、<u>疲労</u>、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない</p> <p>ハ. ~ホ. (略)</p>	<p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。</p> <p>イ. (略))</p> <p>ロ. 疾病、<u>疲労</u>その他の理由により安全な運転をすることができない</p> <p>ハ. ~ホ. (略)</p>
---	---

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。